

平成 21 年 4 月分から 上下水道料金が変わります



地域間格差を是正し、経営の健全化を図るため、上下水道料金を本年 4 月分から新しい料金体系に改定します。この改定により、水道料金は 1 通り（口径別）に統一、下水道使用料は 4 通りの体系に改定し、負担の公平化を図ります。また、この料金改定と並行して施設の統廃合を進め、効率的な施設運営によって一層の経費削減を図っていきます。

上下水道料金の改定は皆さんの生活に大きく影響するものですが、この料金改定は、私たちの生活に欠かすことのできない上下水道施設を将来にわたって適正に管理・運営するために必要なものですので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、詳しい料金については、市広報やぶ 9 月号（第 54 号）または養父市ホームページをご覧ください。

主な改正点

【水道料金】

②同一サービス、同一料金の原則に基づき、現在 5 通りの料金体系を 1 通り（口径別）に統一します。

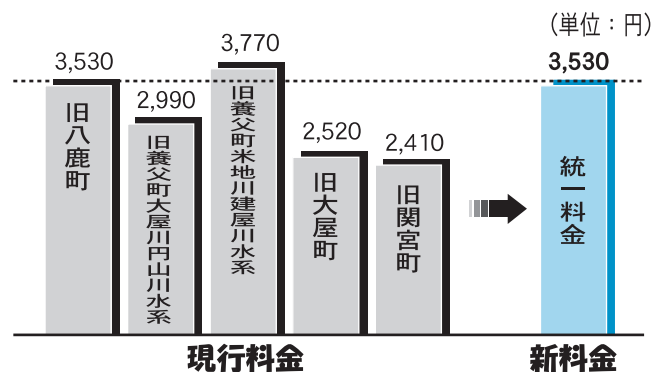
【下水道使用料】

②従量制（使用量に応じて課金する方法）と人数制の料金体系から従量制の料金体系に統一します。

③ 8 通り（うち 2 通りは事業所）の使用料体系を施設建設時の分担金の多少を考慮し、負担の公平化を図るため 4 通りにします。

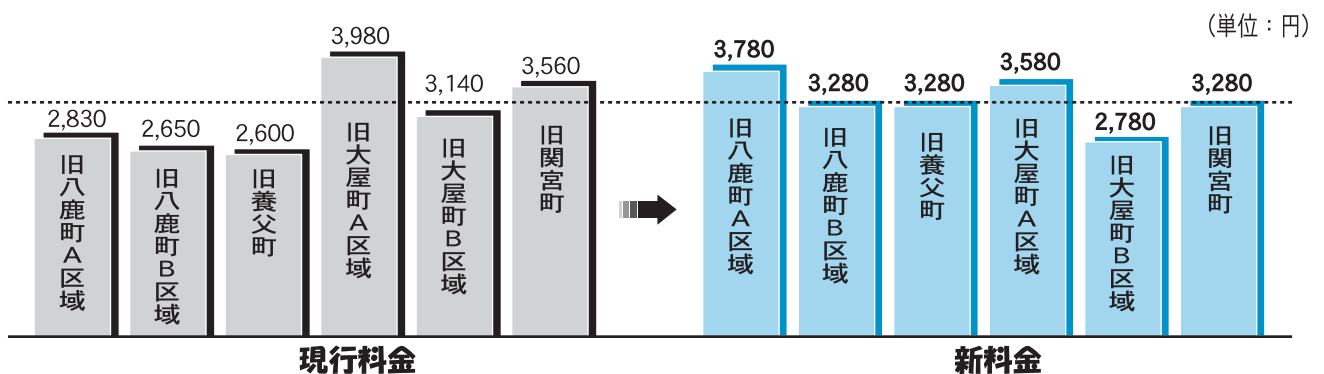
★水道料金

※一般家庭、口径 13mm で 1 カ月に 2.0 m³ 使用した場合



★下水道使用料

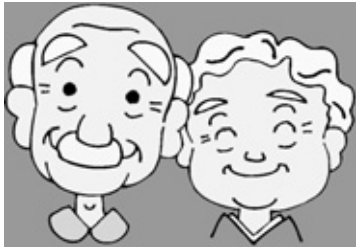
※一般家庭、1 カ月に 2.0 m³ 使用した場合



【下水道使用料体系の区域の説明】

- 旧八鹿町 A 区域＝旧八鹿町の八鹿公共・高柳特環処理区
- 旧八鹿町 B 区域＝旧八鹿町 A 区域以外の旧八鹿町内処理区
- 旧大屋町 A 区域＝旧大屋町の浄化センターで処理する区域
- 旧大屋町 B 区域＝旧大屋町の設置した合併浄化槽区域

【お問い合わせ】 市役所上下水道管理課 (☎ 664 - 1470)



長寿医療制度のお知らせ

(後期高齢者医療制度)

平成 21 年度の保険料軽減措置について

長寿医療制度の保険料は、一人ひとりにかかる「均等割額 (43,924 円)」と、前年の所得に応じた「所得割額 (所得割率 : 8.07%)」の合計額となります。均等割額と所得割率は 2 年ごとに改定されますので、平成 21 年度は平成 20 年度と変わりません。

この軽減措置を踏まえたうえで、平成 20 年中の所得により計算した平成 21 年度保険料額は、7 月中旬ごろにお知らせする予定です。

◎所得の低い人の軽減

①均等割

同一世帯内の長寿医療制度の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が、表の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。このうち、均等割額が 7 割軽減される世帯 (基準額が 33 万円以下) の方は、平成 20 年度は経過措置として一律 8.5 割軽減されていますが、平成 21 年度以降は、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入 80 万円以下 (その他各種所得がない) の場合、9 割軽減されます。

基準額	軽減割合	
	平成 20 年度	平成 21 年度
33 万円	7 割 ⇒ 8.5 割	7 割 ※被保険者全員が年金収入 80 万円以下 (その他の所得がない) の場合は 9 割
33 万円 + 24.5 万円 × 被保険者の数 (被保険者である世帯主を除く)		5 割
33 万円 + 35 万円 × 被保険者の数		2 割

※ 65 歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大 15 万円を控除し、軽減を判定します。

②所得割

所得割を負担する人のうち、所得割額の算定対象所得 (総所得金額等 - 33 万円) が 58 万円 (年金収入のみの場合は 211 万円) 以下の人は、平成 20 年度と同様に平成 21 年度以降も 5 割軽減されます。

◎被扶養者だった人の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険 (国民健康保険や国民健康保険組合は対象となりません) の被扶養者だった人は、制度加入時から 2 年間に限って所得割はかからず、均等割額が 5 割軽減されます。

平成 20 年度は特例として、平成 20 年 9 月までは保険料の負担がなく、平成 20 年 10 月から翌年 3 月までは均等割額が 9 割軽減されていますが、平成 21 年度も 1 年間、均等割額の 9 割軽減が継続されます。

	平成 20 年度		平成 21 年度	
所得割額	負担なし		負担なし	
均等割額	負担なし	9 割軽減	9 割軽減	■ 実際の保険料負担部分
		2,196 円 (年額)	4,392 円 (年額)	
	20年4月	20年10月	21年4月	22年4月

【お問い合わせ】 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 (☎ 078-326-2021)、市役所市民課 (☎ 662-3165)